

はじめに

【延暦十五年の桓武の隆平永寶】

- ①皇統の隆盛と都の平安
- ②奈良三銭からの離脱

【発行の遅れへの疑問】

- 一 長岡京出土の「三ツ跳」と「四ツ跳」
- 二 八世紀の貨幣史概観
- 三 光仁・桓武の皇統意識
- 四 跳ね和同から隆平永寶へ

むすびにかえて



図1 古和同不隸開18



図2 古和同隸開27



図3 新和同87



図4 三ツ跳47



図5 四ツ跳51

和同開珎の発行から隆平永寶までの年表

|               |                               |
|---------------|-------------------------------|
| 和同元(708)年正月   | 元明天皇、和銅祥瑞演出と和銅改元              |
| 五月            | 和同開珎銀銭(古和同不隸開) 銀一分=銀銭1文で発行    |
| 八月            | 銅銭(古和同不隸開) 銀銭1文=銅銭10文で発行      |
| 和同二年三月頃       | 銀銭・銅銭の銭様を古和同不隸開から古和同隸開へ       |
| 和同二年八月        | 銀銭廃止。この頃和同開珎銅銭の銭様を新和同へ        |
| 和同三年九月        | 銀銭禁止                          |
| 養老五(721)年正月   | 銀銭一=銅銭廿五に。銀一兩=銅銭100銭          |
| 養老六年正月        | 銀一兩=銅銭200銭。以後銅銭の価値の変動を市場に任せる。 |
| 天平寶字四(760)年三月 | 萬年通寶を当十の新銭として発行               |
| 天平神護元(765)年九月 | 神功開寶を萬年通寶と同価で新銭として発行          |
| 宝龜三年(772)八月   | 新旧銭同価。旧銭停止。                   |
| 宝龜十年八月        | 新旧銭同価並行許可。                    |
| 天応元(781)年四月   | 光仁天皇讓位。桓武即位                   |
| 十二月           | 光仁死去。                         |
| 天応二年四月        | 鑄銭司廃止                         |
| 延暦三(784)年十一月  | 長岡遷都                          |
| 延暦九年十月        | 皇后乙牟漏死去                       |
| 延暦九年九月        | 皇太子安殿発病                       |
| 延暦九年十月        | 鑄銭司再置                         |
| 延暦十三年十二月      | 平安遷都                          |
| 延暦十五年         | 隆平永寶発行                        |

『日本後紀』延暦十五(796)年十一月乙未(八日)条

詔して曰わく、周朝は曆を撫ちて、肇めて九府の珍を開き、漢室は期に膺りて、爰に三官の貨を設く。用って能く有無を遷して以って利を均しくし、華夷を通じて宜を得たり。済民の要須は、乃ち益国の嘉策なり、然れば機に口い時に適うは賢哲の務を成す所以なり。輕を權にして重きを作くり、母子ここに於いて並び行なう。このごろ私鑄滋く起こり、奸鑄紛然たり。之を交関に施こすに、既に輕賤たり。之を貯蓄に宛つるに宝用に堪えず。即わち禁止を欲すも卒かには懲清し難し、事須らく平量して以って流弊を救わん。是以、更新銭を制し、仍って其直を増さん。文は隆平永寶と曰う。宜しく新銭一を以って、旧銭十に当てん。新旧両色、兼ねて行用せしむべし。但し旧銭者、來歳より始めて限るに四年を以てし、然る後に停廢せん。

『続日本紀』延暦元(天応二年 782)年四月癸亥(十一日)条

詔して曰わく、朕、區宇に君臨し、生民を撫育するも、公私彫弊し、情、実に憂う。方に此興作を屏ぞけ、茲の稼穡に務め、政は儉約に遵いて財は倉裏に盈つるを欲つ。今、宮室は居するに堪え、服翫は用に足り、佛廟ここに畢え、銭価既に賤し、宜しく且は造宮勅旨二省、法花鑄銭兩司を罷め、もって府庫の寶に充て、以簡易の化を崇ぶべし。但し造宮勅旨の雑色の匠手は其才幹に隨いて木工内藏等の寮に隸けよ。餘者各本司に配せ。

『続日本紀』延暦七年九月庚午(二十六日)条

庚午、詔して曰わく、朕眇身を以って忝くも鴻業を承く。水陸に便有りて都を長岡に建つ。而るに宮室未だ就らず、興作やや多し。微發の苦は頗る百姓に在り。是を以って其功貨を優みて勞煩無きを欲つ。今聞く、造宮役夫は短褐完からず。頼むね多くは羸弱なり、と。靜かに此を言もいて深く懷に軫めり。宜しく諸の役夫を進めるの國は今年の出舉は正税公廩を論ぜず、一切その息利を減ぜよ。縦えば十束を貸し、その利五束。二束は民に還し、三束は公に入れよ。それ勅の前に徴納せるはまた宜しく還し給うべし。

『続日本紀』延暦九年冬十月甲午(二日)条

冬十月甲午、復た鑄銭司を置く。

『続日本紀』宝龜十(779)年八月壬子(十五日)条

・壬子 勅す、去んぬる宝龜三年八月十二日、太政官奏して、永く舊銭を止どめ、すべて新銭を用う。今聞く、百姓徒に古銭を蓄え、還りて施こす無きを憂れう、と。宜しく新舊同価に並び行なうを聴せ。

